

# 山梨県公報

第千八百八十二号

平成二十年

八月二十八日

木曜日

## 目次

|  |     |
|--|-----|
| 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示 | 四九三 |
| 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請                                  | 四九三 |
| 保安林の指定の予定(二件)                                      | 四九四 |
| 土地改良事業の施行同意  | 四九五 |
| 道路の区域変更  | 四九五 |
| 道路の供用開始  | 四九五 |
| 廃川敷地等  | 四九五 |
| 都市公園の区域変更  | 四九五 |
| 公告   |     |
| 換地処分の届出  | 四九六 |
| 土地改良区役員の退任及び就任(四件)                                 | 四九六 |
| 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施                             | 四九九 |
| 公安委員会  |     |
| 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則                          | 五〇〇 |

## 告示

### 山梨県告示第三百七十八号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年八月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称

称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。  
本則の表中二十二の項を二十三の項とし、四の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げる。  
本則の表三の項中「同右」を「合格発表の日から一か月間」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

|             |          |                              |                                  |
|-------------|----------|------------------------------|----------------------------------|
| 三 看護師採用選考試験 | 総合得点及び順位 | 合否通知を<br>発送した日<br>から一か月<br>間 | 山梨県福祉<br>保健部医務<br>課県立病院<br>経営企画室 |
|-------------|----------|------------------------------|----------------------------------|

附則  
この告示は、公布の日から施行する。

### 山梨県告示第三百七十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更について許可の申請があったので、同条第二項で準用する同法第十五条第四項の規定により告示する。

平成二十年八月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請の内容等
  - 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
氏名又は名称 株式会社ソリタ 代表取締役 反田成樹
  - 住所 山梨県山梨市下栗原千九十四番地一
  - 産業廃棄物処理施設の設置場所  
山梨県北杜市長坂町日野字姥久保二千三百十二番、同二千三百十三番
  - 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第三号、第五号、第八号、第十三号の二に該当する施設
  - 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴミくず
  - 申請年月日  
平成二十年八月十八日

二 申請書等の縦覧

1 縦覧に供する書類

申請書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の五第二項で準用する同法第十五条第三項の書類

2 縦覧場所

山梨県県民情報センター及び山梨県中北林務環境事務所

3 縦覧の期間及び時間

この告示の日から平成二十年九月二十九日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書に記載すべき事項

- (一) 意見書提出者の氏名、住所及び電話番号
- (二) 意見を述べようとする対象事業の名称
- (三) 生活環境保全上の見地からの意見

2 提出先

山梨県森林環境部環境整備課（郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号）

3 提出期限

平成二十年十月十四日まで。なお、郵送による場合は、同月十四日午後五時までに提出先に必着すること。

4 その他

詳細については、山梨県森林環境部環境整備課（電話〇五五 一三三三 一五一八）に問い合わせること。

山梨県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年八月二十八日

一 保安林の所在場所

山梨県知事 横 内 正 明  
大月市脈岡町奥山字勸蔵二二三四、二二三五、二二三六、二二六二、二二三三、二

一三三三、二一六三、二二六四、二一六五、二一六六、二二六七、二二七五、二二八六の二、二二八七、二二八八、二二八九、二二九〇、二二九一、二二九八、二二二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字勸蔵二一六三・二一六六・二一九一・二一九八・二二二四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二二三四、二二三五、二二三三、二一六五、二二八七

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年八月二十八日

一 保安林の所在場所

山梨県知事 横 内 正 明  
南アルプス市上宮地字上ノ山三九四七、三九四八、三九五五、三九五八、三九五九、三九六〇、三九六一、三九六二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山三九四七・三九四八・三九六〇・三九六一・三九六二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
  - 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十年八月六日に土地改良事業（大泉地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。

平成二十年八月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年九月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス甲斐線
- 三 道路の区域

| 区 間   | 旧新の別         |       | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---|--------------|-------|-----------------|---------------|
|   | 旧            | 新     |                 |               |
| 南アルプス市大字野牛島字三ノ割二二〇番の一地先から<br>南アルプス市大字野牛島字三ノ割地内一級<br>河川釜無川右岸堤防地先まで | 七・〇〇<br>二八・〇 | 一七・三丁 | 三八五・〇           | 二四六・〇         |

山梨県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年九月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十八日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名         | 区 間  | 延 長<br>(メートル) | 供用開始の<br>期日         |
|-------|-------------|--|---------------|---------------------|
| 県道    | 市川三郷身<br>延線 | 西八代郡市川三郷町黒沢字宮ノ<br>尾一五四九番の五地先から<br>西八代郡市川三郷町黒沢字宮ノ<br>尾一五〇四番の四地先まで | 四九・九          | 平成二十年<br>八月二十八<br>日 |

山梨県告示第三百八十五号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 七覚川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年八月二十八日
- 三 廃川敷地等の位置 甲府市右左口町字前田保三千二百五十七番三及び三千二百五十七番四
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 二百五十・三七平方メートル

山梨県告示第三百八十六号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第二十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十年八月二十八日

|       |           |          |             |
|-------|-----------|----------|-------------|
| 名称    | 位置        | 変更に係る区域  | 供用開始年月日     |
| 舞鶴城公園 | 甲府市丸の内二丁目 | 次の図面のとおり | 平成二十年八月二十九日 |

（「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県土木整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

● 換地処分の届出  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北杜市長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成二十年八月二十八日
- 山梨県知事 横内正明
- 一 地区名  
北杜市須玉町若神子新町山ノ神地区
  - 二 換地処分をした年月日  
平成二十年七月十七日
  - 三 換地処分をした土地の権利者数  
十六人

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、忍草土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年八月二十八日

一 退任  
 山梨県知事 横内正明

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 退任年月日 |
|-----|----|----|-------|
|-----|----|----|-------|

### 二 就 任

| 役職名 | 氏名    | 住所             | 就任年月日      |
|-----|-------|----------------|------------|
| 理事  | 大森 勝光 | 南都留郡忍野村忍草四三二番地 | 平成二十年四月十日  |
| 同   | 大森 長秀 | 同 四〇六番地        | 同          |
| 同   | 天野 勝郎 | 同 三一五番地        | 同          |
| 同   | 天野 栄一 | 同 一〇八七番地       | 同          |
| 同   | 天野 義長 | 同 一〇七五番地       | 同          |
| 同   | 天野 武  | 同 二九一一番地一      | 同          |
| 同   | 天野 洋文 | 同 二五八番地        | 同          |
| 同   | 天野 久  | 同 八七〇番地        | 同          |
| 同   | 渡辺 正敏 | 同 四一八番地        | 同          |
| 同   | 大森 純一 | 同 三一一番地        | 同          |
| 同   | 天野 一郎 | 同 一〇八六番地       | 同          |
| 監事  | 渡辺 玉男 | 同 八七八番地        | 同          |
| 同   | 渡辺 俊訓 | 同 二五三番地        | 同          |
| 同   | 渡辺 晴行 | 同 四二六番地        | 同          |
| 理事  | 天野 洋文 | 南都留郡忍野村忍草二五八番地 | 平成二十年四月十一日 |
| 同   | 大森 長秀 | 同 四〇六番地        | 同          |

|       |     |    |               |             |
|-------|-----|----|---------------|-------------|
| 理事    | 役職名 | 氏名 | 住所            | 退任年月日       |
| 小侯 義夫 |     |    | 大月市猿橋町小篠七三三番地 | 平成二十年三月三十一日 |

一 退任

山梨県知事 横内 正 明

● 土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、小篠土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年八月二十八日

|       |       |       |        |       |        |        |        |       |       |       |       |       |   |
|-------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 同     | 同     | 同     | 同      | 同     | 同      | 同      | 同      | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同 |
| 大森 純一 | 大森 一芳 | 天野 久  | 天野 一郎  | 渡辺 正敏 | 天野 武   | 天野 義長  | 天野 栄一  | 大森 達美 | 渡辺 英光 | 渡辺 玉男 | 大森 勝光 | 天野 勝郎 | 同 |
| 同     | 同     | 同     | 同      | 同     | 同      | 同      | 同      | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同 |
| 三一番地  | 二二六番地 | 八七〇番地 | 一〇八六番地 | 四一八番地 | 二九一一番地 | 一〇七五番地 | 一〇八七番地 | 四八八番地 | 四四七番地 | 八七八番地 | 四三三番地 | 三一五番地 | 同 |
| 同     | 同     | 同     | 同      | 同     | 同      | 同      | 同      | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同 |

二 就任

|        |     |    |               |           |
|--------|-----|----|---------------|-----------|
| 理事     | 役職名 | 氏名 | 住所            | 就任年月日     |
| 市川 貞治  |     |    | 大月市猿橋町小篠五一四番地 | 平成二十年四月一日 |
| 原田 隆一  |     |    | 八七八番地         | 同         |
| 原田 明德  |     |    | 八九三番地         | 同         |
| 小鷹 淳男  |     |    | 八五七番地         | 同         |
| 小侯 好弘  |     |    | 八六八番地         | 同         |
| 小侯 彦一朗 |     |    | 五六九番地         | 同         |
| 原 明彦   |     |    | 五七二番地         | 同         |

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |   |   |   |   |   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|---|---|---|---|
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 市川 貞治 | 藤本 匡支 | 守屋 篤男 | 和田 利一 | 小鷹 弘道 | 原田 隆一 | 佐々木 進 | 檀島 利廣 | 小侯 幸一 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 五一四番地 | 八五三番地 | 五七三番地 | 八六九番地 | 五三四番地 | 八七八番地 | 四三番地  | 九〇八番地 | 二七〇番地 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同     | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

|   |       |   |       |   |
|---|-------|---|-------|---|
| 同 | 原 純夫  | 同 | 八七七番地 | 同 |
| 同 | 石井 秀廣 | 同 | 二八六番地 | 同 |
| 同 | 中村 正則 | 同 | 八九九番地 | 同 |

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五ヶ堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成二十年八月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

|     |       |                 |           |
|-----|-------|-----------------|-----------|
| 役職名 | 氏 名   | 住 所             | 退任年月日     |
| 理事  | 小佐野 茂 | 都留市田野倉 八九二番地    | 平成二十年四月十日 |
| 同   | 天野 重道 | 大月市大月町大月一五七五番地三 | 同         |
| 同   | 天野 保美 | 一五五一番地二         | 同         |
| 同   | 奈良 威  | 猿橋町殿上 三五七番地一    | 同         |

二 就任

|     |       |                |            |
|-----|-------|----------------|------------|
| 役職名 | 氏 名   | 住 所            | 就任年月日      |
| 理事  | 中村 孟勃 | 都留市田野倉 五三九番地   | 平成二十年四月十一日 |
| 同   | 小宮 真蔵 | 大月市大月町大月一〇九三番地 | 同          |
| 同   | 小宮 静  | 九三三番地          | 同          |
| 同   | 渡辺 進一 | 猿橋町殿上 五八五番地二   | 同          |

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成二十年八月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

|     |       |                 |            |
|-----|-------|-----------------|------------|
| 役職名 | 氏 名   | 住 所             | 退任年月日      |
| 理事  | 丸山 徳治 | 大月市初狩町中初狩 七一七番地 | 平成二十年七月十六日 |
| 同   | 杉本 徳治 | 一六四番地           | 同          |
| 同   | 宮咲 寛也 | 下初狩 三〇一番地       | 同          |
| 同   | 天野 力  | 三三六二番地          | 同          |
| 同   | 天野 博宇 | 三三八八番地          | 同          |
| 同   | 杉本 伸  | 三三一五番地          | 同          |
| 同   | 清水 長次 | 三三一四番地          | 同          |
| 同   | 原 泉   | 三七三番地           | 同          |
| 同   | 小林 國臣 | 二〇三三番地          | 同          |
| 同   | 小林 幹男 | 中初狩 五〇番地        | 同          |
| 同   | 小林 恭治 | 四八二番地           | 同          |
| 同   | 山中 信市 | 一〇八五番地          | 同          |
| 同   | 藤本 英夫 | 七〇五番地           | 同          |
| 同   | 小林 清吉 | 八九九番地           | 同          |

|       |       |        |        |        |
|-------|-------|--------|--------|--------|
| 同     | 同     | 監事     | 同      | 同      |
| 小林 泰久 | 赤松金次郎 | 中村美名男  | 中村 益雄  | 三枝 正良  |
| 同     | 同     | 同      | 同      | 同      |
| 三三八番地 | 二二六番地 | 一八七七番地 | 二〇九四番地 | 一八八四番地 |
| 同     | 同     | 同      | 同      | 同      |

二 就任

|       |       |          |        |       |       |        |       |        |          |       |                |       |     |
|-------|-------|----------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|----------|-------|----------------|-------|-----|
| 同     | 同     | 同        | 同      | 同     | 同     | 同      | 同     | 同      | 同        | 同     | 同              | 理事    | 役職名 |
| 天野 公男 | 小林 正憲 | 小林 恭治    | 小林 國臣  | 原 泉   | 天野 勝雄 | 杉本 伸   | 原 広行  | 天野 力   | 宮咲 寛也    | 藤本 英夫 | 杉本 徳治          | 杉本 徳治 | 氏 名 |
| 同     | 同     | 同        | 同      | 同     | 同     | 同      | 同     | 同      | 同        | 同     | 大月市初狩町中初狩一六四番地 | 住 所   |     |
| 三三八番地 | 五二六番地 | 中初狩四八二番地 | 二〇三三番地 | 三七三番地 | 三八二番地 | 三三一五番地 | 二二三番地 | 三三六二番地 | 下初狩三〇一番地 | 七〇五番地 | 就任年月日          |       |     |
| 同     | 同     | 同        | 同      | 同     | 同     | 同      | 同     | 同      | 同        | 同     | 平成二十年七月十七日     |       |     |

|       |        |        |       |       |        |        |         |        |       |   |   |   |   |
|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|--------|-------|---|---|---|---|
| 同     | 同      | 同      | 同     | 同     | 同      | 同      | 同       | 同      | 同     | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 小林 斌朋 | 山中 信市  | 杉本 富春  | 小林 清吉 | 杉本 初男 | 小林 義勇  | 今泉 佳年  | 小林 美亀雄  | 小林 捷利  | 小林 正章 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同     | 同      | 同      | 同     | 同     | 同      | 同      | 同       | 同      | 同     | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 四八五番地 | 一〇八五番地 | 一一三四番地 | 八九九番地 | 八八六番地 | 一二六三番地 | 一八八二番地 | 一一二五番地三 | 二二五七番地 | 八二五番地 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同     | 同      | 同      | 同     | 同     | 同      | 同      | 同       | 同      | 同     | 同 | 同 | 同 | 同 |

● 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。  
 平成二十年八月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 意見の聴取を行う日時  
平成二十年九月二日 午後一時三十分
- 二 意見の聴取を行う場所  
甲斐市下今井二百三十六番二号 双葉公民館二階第二研修室
- 三 許可しようとする建築物の計画内容
  - 1 建築物の位置 甲斐市岩森字道下一四三二番一、一四三三番二（第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域）
  - 2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第一項の規定による許可に係る自転車駐車場（鉄骨造平屋建て床面積百二十二・七三平方メートル）の新築



# 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年八月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

### 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（被疑者取調べ監督室）

第三条の三 総務課に被疑者取調べ監督室を附置する。

2 被疑者取調べ監督室においては、被疑者取調べの適正化のための監督に関する事務をつかさどる。

第十一条の二第二項中「及び指導」の下に「並びに職務質問技能の向上」を加える。

第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項中「音楽隊」の下に「被疑者取調べ監督室」を加える。

別表第一総務の部中

|      |
|------|
| 音楽隊  |
| 隊長補佐 |
| 音楽隊  |

を

|      |
|------|
| 音楽   |
| 被疑   |
| 室 調べ |

|    |       |
|----|-------|
| 隊  | 隊長補佐  |
| 者取 |       |
| 監督 | 取調べ監督 |
|    | 取調べ監督 |
|    | 音楽隊   |

に改め、同表地域の部地域指導室の項中

|         |         |
|---------|---------|
| 企画・指導第二 | 企画・指導第二 |
| を       | 企画・指導第二 |
|         | 職務質問指導  |
|         | 企画・指導第二 |
|         | に       |

改める。

### 附 則

この規則は、平成二十年九月一日から施行する。